

医師及び看護職員の負担軽減及び処遇改善

当院では、勤務間インターバル11時間以上、連続当直の規制、柔軟な勤務体制等の工夫を行っています。また、医師には医師事務作業補助者の診療補助や診断書作成補助等の体制を整えております。

看護に係る事項

当院の病棟では、各階に1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

① 8時30分～17時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

② 17時30分～8時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

院内感染防止対策に関する取り組み

1. 感染制御委員会にて、感染防止対策に関する事項を検討し、感染制御チーム（ICT）にて感染防止対策の実務を行います。
2. 職員の感染防止対策に対する意識、知識、技術向上を図るため、全職員対象の研修・講習を年2回以上行います。
3. 法令に定められた感染症の届出を保健所に行っています。また、種々感染症に関連する事項は、必要に応じ保健所や他の医療機関と連携し対応します。

個別の診療報酬の算定明細書発行

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料(初回のみ)で発行しています。明細書には、薬剤名や検査名称等が記載されます。発行を希望されない方は、窓口にお申し出下さい。